平成２３年（フ）第３０５３号
札幌市東区北25条東19丁目７番15―603号
債務者　高島　　聡
1　決定年月日時　平成23年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　絢子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月22日午前11時
5　免責意見申述期間　平成24年２月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３２００号
札幌市南区石山２条６丁目１番35号
債務者　齊藤　雅人
1　決定年月日時　平成23年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川崎久美子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月22日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年２月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３０２８号
神奈川県大和市渋谷４丁目３番地１　クリオ高座渋谷壱番館106号
債務者　梶　美登里
1　決定年月日時　平成23年11月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　和代
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月20日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成24年２月17日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５７７号
岐阜市福光西１丁目８番４号
債務者　毛利　浩之
1　決定年月日時　平成23年11月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　後藤　隆吉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月17日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年３月６日まで
岐阜地方裁判所

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第２２３号
山形市円応寺町８番４号
債務者　犬飼ふみ子
1　決定年月日時　平成23年11月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで
山形地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２２４号
山形市円応寺町８番４号
債務者　犬飼　一雄
1　決定年月日時　平成23年11月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで
山形地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２２５号
山形市円応寺町８番４号
債務者　犬飼　照子
1　決定年月日時　平成23年11月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで
山形地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第７５０号
埼玉県入間郡越生町大字小杉681番地６
債務者　金塚美和子
1　決定年月日時　平成23年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第４３２号
静岡県沼津市常盤町１丁目１番地の７
債務者　井出　雅典
1　決定年月日時　平成23年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第８２号
京都府亀岡市篠町広田３丁目19番８号
債務者　小野麻喜子
1　決定年月日時　平成23年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２３年（フ）第８５号
京都府亀岡市畑野町広野平井６番地12
債務者　松本紀己子
1　決定年月日時　平成23年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２３年（フ）第４３３号
群馬県前橋市広瀬町１丁目15番地11　ハイツフレンド広瀬Ⅱ―１―Ｂ号
債務者　大谷　静雄
1　決定年月日時　平成23年11月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
前橋地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４３４号
群馬県前橋市川曲町471番地２　リバーターン７号
債務者　藤田　有美
1　決定年月日時　平成23年11月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
前橋地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４６３号
群馬県伊勢崎市羽黒町28番地13　ロジュマン馬見塚13号館106
債務者　大泉　純二
1　決定年月日時　平成23年11月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
前橋地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３５６号
群馬県高崎市浜尻町931番地　県住Ｂ棟139号
債務者　阿久澤貴志
1　決定年月日時　平成23年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第３５７号
群馬県高崎市浜尻町931番地　県住Ｂ棟139号
債務者　阿久澤なを子
1　決定年月日時　平成23年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第３６７号
群馬県藤岡市三本木63番地２
債務者　柳澤　宏之
1　決定年月日時　平成23年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
前橋地方裁判所高崎支部